

# 議会日誌

## 10月

- 1日 大田原地区広域消防組合 議会定例会
- 2日 大田原地区広域消防組合 議会全員協議会
- 4日 茨城県下妻市議会来訪
- 9日 那須市町村議会議長会勉強会
- 15日 福岡県芦屋町議会来訪 全員協議会
- 16日 第二六五回栃木県市議会 議長会議
- 23日 広報委員会
- 31日 那須地区広域行政事務組合 議会定例会



## 11月

- 5日 福岡県太宰府市議会来訪
- 18日 大田原市議会議員選挙 全員協議会
- 25日 県北五市議長会議
- 28日 岩手県東部町村議会議長 会来訪
- 30日 会派代表者会議



## 12月

- 12日 平成十九年第四回市議会 定例会招集(本会議)
- 13日 各常任委員会
- 17日 議会運営委員会
- 18日 各常任委員会
- 19日 議会(本会議)
- 20日 議会(一般質問)
- 21日 議会(一般質問)
- 26日 議会(議決)
- 28日 議会(議決)



公文書の管理・保存の徹底が必要

### 市文書取扱規程の解釈について

質問(相馬大蔵議員) 市文書取扱規程における公文書と私文書の違いについて伺います。

答弁(市長) 文書は、その性質や内容により、いろいろ分類されますが、公文書と私文書という分類もそのひとつであります。公文書の考え方には狭い意味のものと広い意味のものがあり、狭い意味での公文書の定義は、「国や地方公共団体の機関又は公務員が、その職務上作成した文書」が公文書で、それ以外は私文書

とされており、公文書としての定義は、刑法に定められているものには刑法がありますが、刑法には公文書偽造罪の規定があり、同法の適用にあたっては、判断のうえで公文書と私文書を区別しますので、公文書を官公署や公務員がその職務上作成する文書としております。

それに対し広い意味での公文書と言えるものは、地方自治法に公文書に関する規定がありまして、地方自治法では

刑法における公文書概念より広く、地方公共団体の事務に関する帳簿、書類一切が公文書とされており、即ち、公務員がその職務上作成する文書も含め、公務員以外の私人名義の文書であつても地方公共団体に提出された文書はすべて公文書として取扱いますので、それ以外の文書が私文書となります。官公庁で一般的に公文書という場合は、広い意味での公文書を指しております。